

レンタカー事業者証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、レンタカー事業の許可を受けた事業者であることを証するための書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行っている事業者であることを証するための書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象となるものは、レンタカー事業の許可を受けた者とする。また、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象となるものは、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施にかかる届出を運輸支局長に提出した者とする。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) レンタカー事業者証明書（様式第1－1号）
- (2) ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第1－2号）

(交付の申請)

第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。また、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行った事業者は、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(証明書の交付)

第5条 運輸支局長は、前条の申請に不備がないときは、レンタカー事業者証明書及びワンウェイ方式実施事業者証明書（以下「証明書」という。）を、原則として、即日交付するものとする。

- 2 レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付する。
- 3 運輸支局長は、第1項及び第2項の証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳（様式第3号）に登録することとする。

(有効期限等)

第6条 証明書の有効期限は、交付日の翌日から起算し5年とする。

2 証明書の有効範囲は、関東運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会とする。

(証明書の記載事項変更)

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名又は名称、住所に変更を生じたときは、レンタカー事業者証明書交付等申請書(様式第2号)に必要事項を記載のうえ、運輸支局長に申請し、変更後の内容が記載された証明書の交付を受けなければならない。

2 前項の交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の更新)

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。

2 前項の更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 更新の際は、従前の有効期限から新たに5年の有効期限を付すものとする。

(証明書の再交付)

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書(様式第2号)により、速やかに運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の返納)

第11条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式を廃止したときは、当該証明書を運輸支局長に返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第10条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

運輸支局

貸 渡 人	氏名又は名称	
	住 所	
有 効 期 限		

※レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用して下さい。

※本証明書は、関東運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。

※本証明書は、レンタカーとして認められていない車種(乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び運搬車)の登録等では使用できません。

【注意事項】

- 1) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 2) 新たに貸渡事務所を設置したり、貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
- 3) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 4) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 5) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて必ず提出すること。
- 6) マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。)1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
- 7) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)13時00分～16時00分であるので、注意すること。
- 8) 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
- 9) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。
- 10) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 11) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
- 12) 本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

運輸支局長

※確認印欄

運輸支局輸送担当
(レンタカー担当)
電話番号
FAX

ワンウェイ方式実施事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。

運輸支局

貸 渡 人	氏名又は名称	
	住 所	
有効期限		

※ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用して下さい。

※本証明書は、関東運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。

※本証明書は、レンタカーとして認められていない車種(乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車)の登録等では使用できません。

【注意事項】

- 1) ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 2) 新たに貸渡事務所を設置したり、貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
- 3) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 4) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 5) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて必ず提出すること。
- 6) マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。)1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
- 7) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)13時00分～16時00分であるので、注意すること。
- 8) 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
- 9) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。
- 10) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 11) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
- 12) 本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

運輸支局長

※確認印欄

運輸支局輸送担当

(レンタカー担当)

(電話番号

FAX

レンタカー事業者証明書交付等申請書

様式第2号

運輸支局長 殿

申請日 20 年 月 日

捨印

(運輸支局使用欄)

レンタカー事業者証明書

ワンウェイ方式実施事業者
証明書

レンタカー事業者証明書の交付等を申請します。

氏名又は名称			
代表者名	印		
住所	〒		
電話番号		担当者	氏名: 連絡先:

申請区分	(該当する申請区分に○をつけて下さい)		
1) 新規交付	2) 記載事項変更	3) 更新	4) 再交付
5) ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付			

変更の内容 (貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「2) 記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。)

新	旧

再交付の理由 (「4) 再交付」に該当する場合、該当理由に○をつけてください。)

1) 紛失	2) 毀損	3) その他
【その他の場合、具体的に記載してください】		

レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者であるかの確認

別途、ワンウェイ方式実施届出を提出済みですので、「ワンウェイ方式実施事業者証明書」の交付を申請します。

はい (交付申請します)

いいえ (交付申請しません)

宣 誓 書

以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。

- ☐ 毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
- ☐ レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
- ☐ その他、レンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

第 号のレンタカー事業者証明書を確認に受領しました。

第 号のワンウェイ方式実施事業者証明書を確認に受領しました。

受領者氏名

印

※支局確認印欄

様式第3号

レンタカー事業者証明書交付台帳

交付番号	交付等の年月日	事業者名	本社住所	有効期限	ワンウェイの別	備考
0001						
0002						
0003						
0004						
0005						
0006						
0007						
0008						
0009						
0010						
0011						
0012						
0013						
0014						
0015						
0016						
0017						
0018						
0019						
0020						
0021						
0022						
0023						
0024						
0025						
0026						
0027						
0028						
0029						
0030						
0031						
0032						
0033						
0034						